

岐阜県公報

目 次

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課) ページ
一

公 示

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、高富都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区 域	日 時	場 所	関 係 市 町
高 富	平成二十二年六月二十日 (日) 午前十時から	山県市高木一〇〇〇番地一 山県市役所三階大会 議室	山 県 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、山県市産業建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年五月二十八日（金）から同年六月十一日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月十一日（金）までに 千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は山県市産業建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域の都市づくりを進めていく上での課題を解決するため、豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な二十一世紀の住みよいまちづくり』を都市づくりの基本理念とし、この実現に向けたまちづくりの目標を次のとおり示す。

- 1 総合力・求心力の高い多機能拠点都市の創造
- 2 足腰が強く活力のある産業・交流都市の創造
- 3 自然と共存共栄した快適居住都市の創造

二 地域ごとのまちづくりのイメージ

本区域における都市機能上の位置づけや役割にあわせて、八つの地区に区分し、地

域毎にまちづくりのイメージを示す。

地 域 区 分	お お む ね の 位 置	目 指 す べ き ま ち づ くり の イ メ ー ジ
行政・情報拠点地区	（仮称）高富インターチェンジの南部	山県市役所を中心とした公共施設が集まる、インターチェンジ南部の拠点地区
商業地区	主要幹線道路沿いの地区	にぎわい拠点としての商業地
工業地区	本区域の南東部の岐阜市境一帯の地区	既存工業の受け皿としての工業地
住宅地区	市街地中央部を中心に広がる住宅地区 農業地区や森林地区に北側・南側で隣接している住宅専用地区	岐阜市に隣接し良好な居住環境を備えた住宅地
保健・福祉地区	福祉施設などが立地・集積している本区域北部の地区	広域的な保健・福祉の拠点地区
農業地区	鳥羽川、三田又川、新川の沿川を中心とする市街地外の平地	山県原風景を残す空間
レクリエーション地区	本区域西北部のゴルフ場や四国山香りの森公園、大桑城などが立地している地区	緑と親しみながらスポーツ、散策を楽しむ空間
森林地区	本区域を取り囲むように位置する森林	豊かな自然資源を享受する場

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 住宅需要については、市街地内に数多く残されている低・未利用地の市街化を推進することで市街地外への宅地化のにじみだしを防ぎ、市街地内での宅地化の誘導を図ることで対応可能であること。また、インターチェンジの整備による市街地隣接部における新たな市街地需要については、アクセス道路である（都）岐阜駅高富線の沿道に立地の誘導を図ることが可能であること。

四

1 土地利用に関する方針

2 市街地内には低・未利用地が数多く残されているが、都市計画道路の整備と公共下水道整備計画を推進することにより、良好な宅地の提供を推進し、まよりのある市街地の形成を図っていくことが可能なこと。また、既存の幹線道路沿道における都市的土地利用は、市街地外へのじみだしもあるが、幹線道路沿道という位置的ポテンシャルに基づく局所的なものであり、基盤整備は十分とは言えないまでも計画的に制御する必要性は乏しいこと。

3 市街地外の開発行為は、岐阜都市計画区域との近接部で宅地開発が多く行われてきたが、近年は沈静化しており、将来的にも大幅な人口増加は見込まれない状況であることから、本区域北部を中心に広がる山林等では開発行為による自然環境喪失の可能性は低いと考えられること。ただし、インターチェンジの整備に伴い、この北側の山林について開発の可能性も考えられるため、この地区については風致地区の指定による規制について検討するものとする。

主要な都市計画の決定の方針

(一) 住居系

- (1) 本区域南部に広がる既成市街地を一般住宅地区として位置付け、住宅地への純化を基本とした土地利用の誘導を行うための一手段として、生活基盤となる都市計画道路、下水道の整備を積極的に行うが、居住者の社会生活に必要なものについては、現状規模の範囲で混在を許容する。
- (2) 既成市街地に隣接した新規開発地を低層住宅地区として位置付け、今後とも良好な低層の住宅地として維持する。

(二) 商業系

- (1) 山県市役所周辺を行政・情報地区として位置付け、計画的に住居系と商業系の複合的な都市機能の集積に努めるとともに、行政・情報地区としての機能拡充に努める。
- (2) 本区域南部に位置する(都)岐阜駅高富線及び交差する(都)南八京線については、今後、インターチェンジ周辺において幹線道路網の整備が進むことから、周辺の地理条件を勘案しつつ、住居系用途から商業系用途へ転換し、本区域の顔となる商業・業務系土地利用の誘導を図る。
- (3) (都)和合松井戸尻線と(都)本町森線の交差点周辺は、今後とも本区域の中心地区の一つとして商業、業務、サービス施設等の更なる集積を進める。なお、

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

- (1) 体系的なネットワークを形成し、住民の日常生活活動に係わる活発な交流を確保するとともに、都市の骨格形成、街区の形成及び安全でゆとりある都市空間の形成等を図る。
- (2) 歩行者等の安全性、快適性を確保するため、道路機能に応じて歩車道の分離、付帯施設等の整備に努め、人にやさしい道路づくりを推進する。
- (3) (都)東海環状自動車道や広域幹線道路となる国道・県道・都市計画道路の整備を推進する。
- (4) 交通弱者への対応として、各交通機関相互の連携を強めるため、パーク・アンド・バスライドなど、自動車・バス等の連携について検討する。
- (5) 周辺市町を南北に結ぶ岐阜バス、本区域内を東西に結ぶ自主運行バスは、利用実態を踏まえながら、運行路線の検討を行うなど、効率的な運行に努める。
- (6) 都市計画道路の整備にあたっては、現在の社会情勢等を十分に勘案し、より一層効率的な地域のまちづくりを進めるため、都市計画道路の見直しを検討する。

(二) 下水道及び河川

- (1) 都市構造や生活様式の変化に伴い、生活排水の増加から鳥羽川や新川、石田

(三) 工業系

- (1) 市街地東部に位置し、岐阜市との境界近くにある工業地区は、現在、農地が多く周辺道路も狭いことから、道路等の整備を進め、工業系土地利用の促進に努める。
- (2) 市街地南部の鳥羽川と新川に囲まれた地区と、市街地中央部の石田川沿いの地区については、住宅地と工業地が共存する住工共存地区として位置付け、住居系用途への見直しも含めて検討する。

本地区及びその周辺の(都)和合松井戸尻線西側に位置する既存の商店街では、店舗併用住宅や木造住宅が多いため、商業、業務、サービス機能と居住機能が共存する住商複合地区として位置付ける。

- (4) 大規模集客施設立地エリアとして位置付ける地区はないが、インターチェンジの整備により、必要性が生じた場合には、営業環境等に配慮した計画的な設置を行う。

川の水质の悪化が懸念されているため、水质保全対策として市街地を中心に、公共下水道(汚水・雨水)の整備を進める。また、下水汚泥などは、豊富な資源エネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図る。

(2) 今後の治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から遊水機能を有する地域において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進する。また、開発行為等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処する。さらに、河川等が有している貴重な水辺の空間機能を活かし、伊自良川、鳥羽川、新川、石田川においては親水施設の整備、緑地空間の整備等人々の憩いの場の創出に努める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) (都)本町森線の後背地で農地が介在する地区においては、宅地化を進めていくために計画的な社会基盤の整備を検討する。

(二) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。その上では、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(三) インターチェンジの整備に伴い、用途地域の指定のない地域への開発圧力が高まるものと想定されるため、(都)岐阜駅高富線沿道の後背地について、インターチェンジ周辺整備構想に基づき、計画的な都市基盤配置計画の策定を行う。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 地形的な特性を活かすとともに、近接する自然環境の保全との調整を図りながら、長期的な土地利用に対応した多様な形態の公園・緑地の確保を検討する。

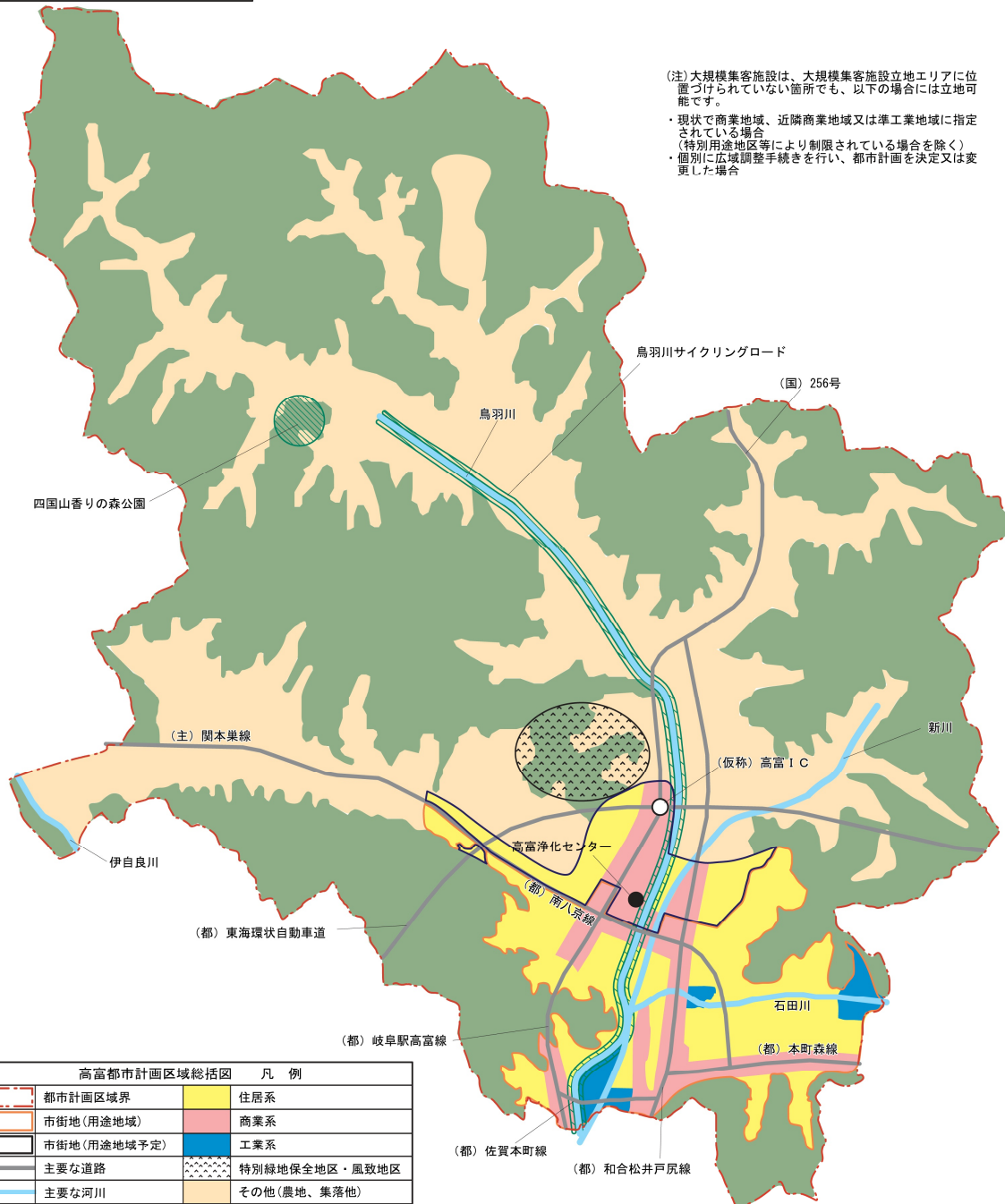
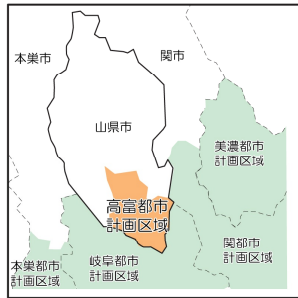
(二) 本区域中央部・西部の公園のない集落への公園の整備、配置を検討する。

(三) 四国山香りの森公園等は、広域的な利用が可能なレクリエーション拠点として、利用者の多様なニーズと自然環境、歴史、地域性等に配慮した公園の機能を検討する。

(四) 市内の主要な公園や緑地をネットワーク化し、各拠点機能の向上を図るため、街路樹の植栽、鳥羽川沿いの緑道の整備等を行い、既存の公園・緑地を繋ぐ連続性のある空間整備を検討する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業の概ねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

高富都市計画区域 総括図



公述冊王

平成22年5月25日付けで岐阜県公報に登載された高富都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述冊出人

住所 TEL

(ふりがな)

氏名印

意見の要旨及びその理由

(注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。

2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、養老都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 日時及び場所

養 老 町	関係市町
養 老 場 所	場 所
平成二十二年六月十九日 (土) 午前十時から	日 時
養 老	区都市計画 域

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1
閱覽場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、養老町建設課において閲覧に供する。

2
閱覽期間

平成二十二年五月二十七日（木）から同年六月十日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月十日（木）までに
千五〇〇—八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課
へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する
場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。 五 公聴会に関する問い合わせ先 岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は養老町建設課 六 その他 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。 公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。 別記一 一 都市計画の目標 本区域では、変化し続ける社会情勢に適切に対応した、常に希望にあふれ、生き生きとしたまちへの躍進を図っていくため、「新世紀にふさわしい力 輝き」の創出」により実現を目指す養老町第四次総合計画のまちの将来像『人が織りなす 輝くまち 養老』を都市づくりの基本理念として踏襲する。さらに、この基本理念を実現するためのまちづくりのテーマとして、「安全・快適で個性豊かなまちづくり」、「活力ある産業を支えるまちづくり」、「笑顔・生きがい・思いやりが溢れるまちづくり」の三つを設定する。 二 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ） 本区域を地域としての一体性や土地利用のまとまり、将来の発展動向などをもとに五つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。																							
<table><tr><td>地 域 区 分</td><td>お お む ね の 位 置</td><td>目指すべきまちづくりのイメージ</td></tr><tr><td>市街地ゾーン</td><td>区域中央部において、各種公共施設や商業施設等の都市的土地利用が集積し、本区域の中心的な役割を担っている市街地内及びその周</td><td>快適・利便なまちの中心核を形成する地域</td></tr></table>			地 域 区 分	お お む ね の 位 置	目指すべきまちづくりのイメージ	市街地ゾーン	区域中央部において、各種公共施設や商業施設等の都市的土地利用が集積し、本区域の中心的な役割を担っている市街地内及びその周	快適・利便なまちの中心核を形成する地域															
地 域 区 分	お お む ね の 位 置	目指すべきまちづくりのイメージ																					
市街地ゾーン	区域中央部において、各種公共施設や商業施設等の都市的土地利用が集積し、本区域の中心的な役割を担っている市街地内及びその周	快適・利便なまちの中心核を形成する地域																					
三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無 本区域では、次の理由により区域区分を定めない。 1 都市的土地利用が集積する高田地区周辺部は、様々な都市機能が集積しているが、近年は人口の減少とともに DDD の指定がなくなるなど、本区域全体の人口の見通しからみても、今後の市街地の拡大は想定されないこと。 2 平野部全域は地形的に宅地化の制約は少ないものの、農業振興地域における農用地区域に指定され、開発行為には厳しい規制がかけられていることから、市街地の外延化は想定されないこと。 3 東海環状自動車道のインターチェンジの設置によって市街化のポテンシャルの向上が想定されるのは、インターチェンジ周辺及び周辺幹線道路沿道の限られた地域であり、無秩序な市街化の抑制等を図る場合には、こうした特定の地域において規制・誘導を図る地域地区等の導入で対応が可能であること。 4 市街地内の都市基盤整備は、十分ではないものの計画的に進められており、また、市街地周辺部への都市的土地利用の拡散の可能性が低い状況下では、区域区分により計画的に土地利用を抑制する必要性は低いこと。 5 養老山地や農地など、本区域の個性や産業基盤等として維持・保全していく必要性のある自然的環境は存在するが、これらには、既に風致地区や農業振興地域における農用地区域等に指定され、開発行為に対して一定の規制がかけられていることから、自然環境喪失の可能性は低いこと。			<table><tr><td></td><td>田園・集落ゾーン</td><td>自然・レクリエーションゾーン</td><td>水辺ゾーン</td><td>インターチェンジ周辺ゾーン</td><td>辺部</td></tr><tr><td></td><td>平野部全域に広がる田園</td><td>区域西部に位置し、緑豊かな自然や歴史・文化が息づく養老山地及び象鼻山</td><td>揖斐川、牧田川等の本区域を雄大に流下する河川及び細池等の本区域各所に点在する池又は沼等の水辺地</td><td>（仮称）養老インターチェンジ周辺</td><td></td></tr><tr><td></td><td>自然と人々の生活が共生する地域</td><td>豊かな地域資源を有する観光拠点地域</td><td>にぎわいと潤いあふれる水辺地域</td><td>地域の発展を誘導する新たな玄関口</td><td></td></tr></table>				田園・集落ゾーン	自然・レクリエーションゾーン	水辺ゾーン	インターチェンジ周辺ゾーン	辺部		平野部全域に広がる田園	区域西部に位置し、緑豊かな自然や歴史・文化が息づく養老山地及び象鼻山	揖斐川、牧田川等の本区域を雄大に流下する河川及び細池等の本区域各所に点在する池又は沼等の水辺地	（仮称）養老インターチェンジ周辺			自然と人々の生活が共生する地域	豊かな地域資源を有する観光拠点地域	にぎわいと潤いあふれる水辺地域	地域の発展を誘導する新たな玄関口	
	田園・集落ゾーン	自然・レクリエーションゾーン	水辺ゾーン	インターチェンジ周辺ゾーン	辺部																		
	平野部全域に広がる田園	区域西部に位置し、緑豊かな自然や歴史・文化が息づく養老山地及び象鼻山	揖斐川、牧田川等の本区域を雄大に流下する河川及び細池等の本区域各所に点在する池又は沼等の水辺地	（仮称）養老インターチェンジ周辺																			
	自然と人々の生活が共生する地域	豊かな地域資源を有する観光拠点地域	にぎわいと潤いあふれる水辺地域	地域の発展を誘導する新たな玄関口																			

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 高田地区のうち、(都)高田五丁目市線沿道周辺部以外においては、住宅地利用を基本として、工場等他用途との混在化の抑制や、道路や公園等の都市基盤整備等により良好な居住環境の維持・向上を図る。

(2) 他地域からの人口流入や新たな宅地需要に対しては、低・未利用地を有効に活用しつつ計画的な土地利用の誘導を図る。

(二) 商業系

(1) 高田地区において、様々な小売店が集積し商店街を形成している(都)高田五丁目市線沿線を市街地の中心商業軸として位置付け、既存の商業集積を活かしつつ、さらに集積度を高めるとともに、商店街へのアクセス道路や駐車場等の商業環境の整備を進め、近隣住民をはじめ多くの人々に利用される魅力的な商業地の形成を図る。

(2) 大規模集客施設の立地にあたっては、中心市街地への影響を鑑みながら、無秩序な開発に伴う公共コストの増加、地域固有の魅力の減退を招かないように、計画的な開発を目指した各種制度による規制・誘導を行う。

(三) 工業系

(1) 工業系についての用途の配置はしないが、本区域北部や国道二五八号沿道周辺部等において点在する大規模な工業施設については、周辺環境との調和に配慮された良好な産業環境の維持・形成に努めるとともに、引き続き、幹線道路沿道部等において地域経済の発展につながる施設立地を適正に誘導する。

(2) 東海環状自動車道の設置に伴う広域交通網の活用にあたっては、人や物の交流増進に係る都市的土地利用について、インターチェンジを中心としたアクセス動線上に配置し、都市活力の向上に資する計画的な土地利用の誘導を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 将来交通の需要の高い主要な道路では、新規路線の配置、交通流動の他路線への移行、駐車場の配置等により円滑な交通処理を図る。

(2) 名神高速道路の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジの設置を検討する。

(3) インターチェンジへのアクセス道路の強化・充実を図る。

(4) 各路線が担うべき交通機能の明確化や道路網の再構築等により、中心市街地及び本区域全体の交通流動の適正化を図る。

(5) まとまりのある市街地形成をはじめ、本区域各所の土地利用の方向性に適した幹線道路網の形成を図る。

(6) 観光や産業における地域間連携による発展を促進するため、周辺市町とのアクセス強化を図る。

(7) サービス水準の高い公共交通機関の充実、駅前広場整備等による鉄道との連絡性強化を図る。

(8) コミュニティバスについては、路線維持に努めるとともに、より利用しやすい路線網の構築を検討する。

(9) 高齢者や障がい者をはじめ、利用者にとって安全かつ快適な交通施設の整備を図る。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道基本計画の方針に基づいて、住民の理解と協力を得ながら事業の促進を図るとともに、計画的かつ効率的に生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に努める。

(2) 地域防災計画や水防計画との調整を図りつつ、災害の危険性の高い河川から改修事業や堤防の強化等計画的な治水対策を進め、災害に対する安全性を確保するとともに、レクリエーション機能の付加や景観整備等による親水性が高く、潤いあふれる美しい空間づくりにも努める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 都市基盤の面から様々な課題を抱えている地区、養老鉄道美濃高田駅東地区及び今後の発展動向を踏まえて計画的に宅地の供給を図る地区等では、土地区画整理事業をはじめとする計画的な面的整備手法の導入を検討し、公共施設の整備・改善や宅地の利用増進による健全な市街地環境の形成に努める。

(二) 幹線道路沿道や鉄道駅周辺部をはじめとする既存集落等では、地区の現状や将来の発展動向等を踏まえつつ、地区計画等の規制・誘導方策の導入を検討し、街路整備や一定の建築物許容等による活力やコミュニティが維持された良好な居住環境等の形成に努める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- (一) 本区域が有する豊かな自然環境は、都市部では容易に得ることのできない貴重な資源であることから、まちの発展動向や災害対策等との調和を図りながら適正な保全・整備に努める。
- (二) 公園や緑地等の既存施設の維持・充実や、自然を活用しつつ人と自然が交流できる空間の整備を推進する等、総合的な取り組みをもって本区域の美しく潤いあふれる都市環境の形成に努める。
- (三) 「緑の基本計画」の策定を検討し、緑の将来像や保護・保全する区域の明確化等を視野に入れて進める。
- 五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

養老都市計画区域 総括図



(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。

- ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
- ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

養老都市計画区域総括図		凡 例
	都市計画区域界	住居系
	市街地(用途地域指定検討地域)	商業系
	主要な道路	特別緑地保全地区・風致地区
	主要な道路(構想)	その他(農地、集落他)
	鉄道	その他(森林他)
	主要な河川	
	主要な公園・緑地等	
	その他主要な都市施設	

別記二

公述申出書

平成22年5月25日付けで岐阜県公報に登載された養老都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 22 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

○岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、関ヶ原都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区域	日 時	場 所	関係市町村
関ヶ原	平成二十二年六月十八日 (金) 午後六時から	不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原八四―二九 関ヶ原ふれあいセン ター一階小ホール	関ヶ原町

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、関ヶ原町産業建設課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年五月二十六日（水）から同年六月九日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年六月九日（水）までに千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

商業ゾーン		地域区分	おおむねの位置		目指すべきまちづくりのイメージ	
沿道地域	国道二一号関ヶ原バイパス	JR関ヶ原駅周辺地域	魅力的な特色ある沿道商業地	関ヶ原町の玄関口にふさわしい商業地	目指すべきまちづくりのイメージ	

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先
岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八―二七二―一一一 内線三七五五）又は関ヶ原町産業建設課

六 その他
公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。
公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一
一 都市計画の目標
本区域には、豊かな自然環境や貴重な歴史資産が残されていることから、これらの財産と住民の生活との調和を目指した魅力あるまちづくりを行っていくため、「活力と創造性とふれあいに満ちたまちづくり」及びまちづくりのテーマである「歴史・自然・人とのふれあいタウン」の実現を都市づくりの基本理念とし、これを実現するために、都市計画におけるまちづくりのテーマを次のとおり示す。

1 歴史と自然に調和したまちづくり

2 便利で活力あふれるまちづくり

二 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）
本区域を地域の特性をもとに七つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

住宅ゾーン	国道二一号及び国道三六五号の後背地	良好な居住環境を備えた住宅地
工業ゾーン	関ヶ原インターチェンジ周辺地域 国道三六五号沿道地域	地域産業を支える工業地 周辺の住環境に配慮した工業地
行政福祉ゾーン	JR関ヶ原駅北側	住民の生活を支える行政福祉拠点
観光・レジャーゾーン	本区域北西部に位置する玉地区	関ヶ原町の代表的な観光地
農村集落ゾーン	市街地を取り囲む農村集落	良好な田園風景を保全する地域
森林ゾーン	区域外縁部の揖斐関ヶ原養老国定公園に代表される緑豊かな山々	市街地に潤いをもたらす空間

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無
本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 人口の増加は見込まれず都市化の傾向が低くなっていること。また、市街地（用途地域外の平坦部）は基本的に農業振興地域に指定されていることから、新たな市街地の拡大の可能性が低いこと。

2 都市的土地利用が集中している地域は、用途地域の指定により、適正な土地利用へと規制・誘導されていること。

3 市街地（用途地域）外においては、今後、人口の増加が見込めない中で、個別開発の可能性も低く、さらに特筆すべき開発計画もないため、今後も開発等による著しい自然環境の喪失がないこと。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 国道二一号関ヶ原バイパスの北側の後背地は、自然環境と調和した低層住宅地の形成を図る。

(2) 地域の個性を活かしながら、背景の緑の山々に調和した落ち着きのあるまちなみ形成を図る。

(3) 町道の改良などにより、住環境の改善を図るとともに、遊休地での民間の開発による宅地供給の誘導を図る。

(4) 観光・レジャー施設が集積する玉地区においては、娯楽・レクリエーション地区の指定を継続し、多様化するニーズに対応した機能の維持・更新を支援する。

(二) 商業系

(1) J R 関ヶ原駅周辺地区及び国道二一号沿道地区を本区域の中心商業地として位置付け、高齢社会における徒歩圏内の最寄り品を販売する商業機能として維持するとともに、本区域の玄関口にふさわしい観光地としての商業機能の集積を図る。

(2) 大規模集客施設立地エリアとして位置付ける地区はなし。

(三) 工業系

(1) インターチェンジ周辺地区を主要工業地として位置付け、工業・物流機能の集積を図る。

(2) J R 関ヶ原駅北側は、緑化・オープンスペースの確保などによる周辺環境に配慮した低無公害な工業地として新規工場の誘致を図る。

(3) 町庁舎・ふれあいセンター・歴史民俗資料館などを配置している J R 関ヶ原駅北側地区を行政福祉拠点として位置付け、公共公益施設の集積立地を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 市街地内の通過交通を排除し、円滑な交通を確保するため、市街地の外郭を形成する環状道路網の早期構築に向けた整備に努めるとともに、関ヶ原インターチェンジとの連絡強化により、広域交通機能の強化を図る。

(2) 広域交通機能と環状道路網の役割を担う国道二一号関ヶ原バイパス(三工区)については、本区域にとつて重要な路線であることから、早期整備を目指す。

(3) 鉄道により分断された市街地南北の連絡性を強化するため、南北方向の交通機能を強化し、本区域の一体的な利用を目指す。

(4) 市街地内においては、歴史を感じさせるシンボルロードの整備や高齢化社会に対応した歩行者系ネットワークの確立を図るなど、安心かつ快適な道路環境づくりに努める。

(5) 都市計画道路は全線供用(暫定二車線を含む)を開始しており、今後は、整備効果の高い路線から優先して未改良区間の改良を図る。

(二) 下水道及び河川

(1) 河川や水路などの水質保全と快適な居住環境を確保するため、関ヶ原公共下水道事業計画に基づき効率的・効果的に進める。

(2) 下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図る。

(3) 都市内を流れる主要な河川については、住民が身近に自然・水辺環境にふれあえる空間として整備を推進する。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地(用途地域)内では、良好な住環境の形成、中心市街地の活性化のための整備が必要に応じて検討する。

(二) その際、地区計画の導入等による整備も検討を行う。

(三) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先する。

(四) 集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

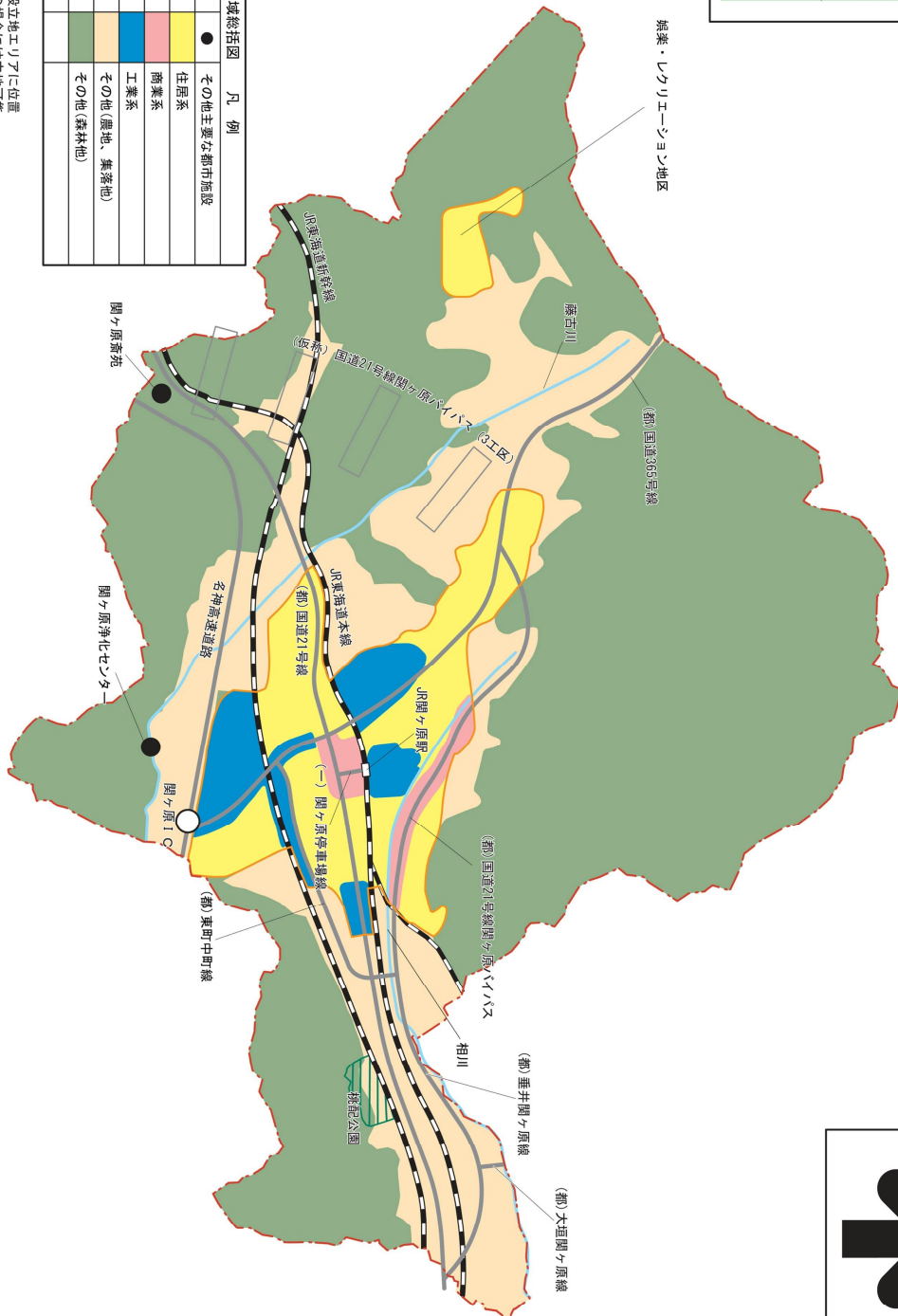
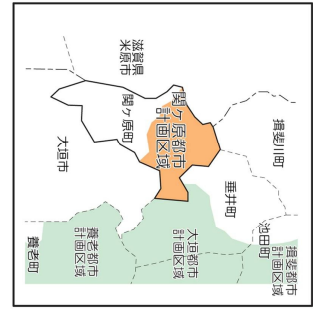
(一) 市街地の四方を山地に取り囲まれ、自然に恵まれた緑豊かな環境を有しているため、その積極的な維持・保全を図る。

(二) 本区域の特徴である関ヶ原古戦場(開戦地・決戦地)等の恵まれた歴史資産及び周辺の緑地を積極的に維持・保全する。

(三) 公園は、身近な遊び場、コミュニティ形成の場、そして災害時の避難場所として重要な役割を果たすものであるため、適正な配置・整備を検討する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

関ヶ原都市計画区域 総括図



関ヶ原都市計画区域総括図		凡 例	
	都市計画区域境界	●	その他主要な都市施設
	市街地(用途地域)		住居系
	主要な道路		商業系
	主要な道路(構想)		工業系
	鉄道		その他(農地、集落地)
	主要な河川		その他(森林地)
	主要な公園・緑地等		

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
・現地で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
・個別に広域調整手帳を行い、都市計画を決定又は変更した場合



別記二

公述申出書

平成22年 5 月 25 日 付けで岐阜県公報に登載された関ヶ原都市計画区域マ
スタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいの
で申し出ます。

平成 22 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

TEL

(ふりがな)

氏 名

印

意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA 4 判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年五月二十五日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター